

CONFIDENTIAL

本情報は、一般社団法人電気通信共済会が所有する情報であり、当会が許可した者以外への開示、および許可した目的以外で使用することを禁止します。

制定 平成26年6月11日

改正 平成27年2月3日 済相第380号

改正 平成29年5月1日 済不第022号

電気通信共済会が運用する 給与控除事務等の取り扱いに関する規約

一般社団法人 電気通信共済会

第1章 総則

一般社団法人電気通信共済会（以下「当会」という。）は、当会の法人会員が利用会社の従業員および同等の地位を有するもの（以下、「社員等」という。）の福利厚生増進に資するため導入している各種事業における給与控除事務等の取り扱いを本規約において定めるものとします。

（本規約の利用資格）

第1条 本規約の対象となる法人は、当会の法人会員であるものとします。

（本規約の範囲）

第2条 本規約は、当会と給与控除事務等を利用する法人（以下、「利用会社」という。）との間の給与控除事務等に関する一切の關係に適用するものとします。

（本規約の変更）

第3条 当会は、一定の予告期間をもって当会所定の方法により利用会社に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。そのとき、当該予告期間内に当会に対して書面による契約解除の通知がなされない場合は、かかる変更に対し利用会社による承諾があったものとみなします。

（当会からの通知）

第4条 当会は、書面又はホームページへの掲示その他当会が適当と判断する方法・範囲で、利用会社が給与控除事務等を利用するうえで必要な事項を通知するものとします。

2 前項に定める通知は、当会が当該通知の内容をホームページに掲示した時点から効力を有するものとします。また、前項に定める通知を郵送により実施した場合には、当該通知が利用会社に到達した時点から効力を有するものとします。

第2章 給与控除事務等の内容

（給与控除事務等の内容）

第5条 本規約で定める給与控除事務等の内容は、全社が対象となる基本契約部分と各社の必要に合わせ選択できる選択契約部分とし、具体的内容は、別紙-1「給与控除事務等の内容について」に定めるものとします。

（給与控除事務等の利用）

第6条 給与控除事務等を利用しようとするときは、利用会社は、当会指定の様式1「利用申込書」を当会に提出していただきます。なお、記載内容の変更が生じた場合も同様とします。

2 当会は、利用申込書を受領後、当会指定の様式2「利用申込承諾書」（以下、「承諾書」という。）を利用会社へ通知することによって、利用契約が成立するものとします。

（給与控除事務等の利用期間）

第7条 利用会社の給与控除事務等利用期間は、当会が利用会社から利用申込書を受領し承諾書により通知した日より本規約に規定する利用解除又は給与控除事務等の廃止日までとします。

なお、給与控除事務等の利用開始日については、当会が指定する日からとします。

第3章 責任

(当会の責任の遵守)

第8条 当会は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(利用会社の責任の遵守)

第9条 利用会社は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(給与控除事務等の対象外の事項)

第10条 給与控除事務等を提供するため当会が用意するサーバ設備及びネットワーク設備以外に、給与控除事務等を利用するために必要なコンピューター端末、通信機器、通信回線、その他のネットワーク設備については、利用会社の責任と負担において準備・維持・管理するものとします。

(内容の不保証)

第11条 当会は給与控除事務等の記載内容について完全性、正確性の保持に努めるものとしますが、関係法令・利用会社の制度等の変更及び時間的経過などの要因により、完全性、正確性が失われている場合であっても、当会はいかなる保証も行わないものとします。ただし、当会の故意又は重大な過失に基づく場合にはこの限りではないものとします。

(給与控除事務等の変更、追加又は廃止)

第12条 当会は、給与控除事務等の全部もしくは一部を変更又は給与控除事務等の一部を追加もしくは廃止することができるものとします。

2 当会は、十分な給与控除事務等の提供が不可能となるような当会の業務運営体制・関係法令・利用会社の制度等の変更があった場合、給与控除事務等の全部を廃止できるものとします。

3 第1項及び第2項の変更、追加又は廃止に関する当会から利用会社への通知については、第3条の規定を準用するものとします。

4 当会は、第1項及び第2項の変更、追加又は廃止につき、一切の責任を負うものではありません。

(給与控除事務等の利用上の注意)

第13条 当会は、善良な管理者の注意をもって、給与控除事務等を実施し、利用会社は契約期間中、当会が行う給与控除事務等を非独占的に利用することができるものとします。

2 利用会社は、給与控除事務等の利用に際し、次の各号に記載の事項を行ってはならないものとします。

- (1) 当会及び第三者の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (2) 当会及び第三者の財産又はプライバシーを侵害もしくは名誉棄損する行為、又はそのおそれのある行為
- (3) 当会及び第三者に不利益もしくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (4) 当会の承諾なく、給与控除事務等の内容を変更したり、給与控除事務等の運営を妨げたりする行為
- (5) 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、又は公序良俗に反する情報もしくは公序良俗に反するおそれのある情報を第三者に提供する行為
- (6) 給与控除事務等に係わる提供物について複製・改変・編集する行為
- (7) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定する行為
- (8) 給与控除事務等を利用目的以外に使用する行為
- (9) その他、本規約に違反する行為又は当会が不適切と判断する事項

(第三者への委託)

第14条 当会は、当会の責任により給与控除事務等の運用業務の一部又は全部を第三者に委託することができるものとします。

- 2 当会は、当会が運用業務の一部又は全部を第三者に委託する場合、当該第三者に当会が利用会社に負うべき義務を負わせるとともに、利用会社に対し当該第三者のすべての行為及びその結果について責任を負うものとします。

(損害賠償責任)

第15条 当会及び利用会社は、本規約の違反等それぞれの責に帰すべき事由により相手方もしくは第三者に損害を与えたときの損害賠償責任の範囲は、互いの故意または重大な過失により又は利用契約等に違反したことが直接の原因で現実には発生した通常損害に限定されるものとします。

- 2 前項に定めるほか、当会及び利用会社は、本規約に特別の規定がある場合を除き、自己の責に帰すことのできない事由から生じた損害については、互いに賠償責任を負わないものとします。

第4章 その他

(秘密保持)

第16条 当会及び利用会社は、本規約及び給与控除事務等の利用に関連して知り得た相手方の秘密情報を、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

- 2 本条の規定は、利用会社からの利用解除の申し出又は全てもしくはいずれかの給与控除事務等の廃止後も継続するものとします。

(社員等情報の提供)

第17条 利用会社は、当会が給与控除事務等を提供するうえで必要となる社員等の情報および組織情報を本規約第5条の他、個人情報の保護に関する法律等に則り、当会に提供するものとします。なお、これにより提供する社員等情報の対価は無料とします。

- 2 当会は利用会社から前項により提供を受けた情報を給与控除事務等の実施のため

利用し、給与控除事務等の実施に必要な給与控除等の情報を利用会社に提供することとします。(以下、前項及び本項で提供する情報を「社員等情報」という。)

- 3 本条の規定は、利用会社からの利用解除の申し出又は全てもしくはいずれかの給与控除事務等の廃止後も継続するものとします。

(個人情報の取り扱い)

第18条 当会は、前条に規定する社員等情報を送付する場合のほか、委託業務を実施するうえで社員から直接取得する情報を取り扱う場合は、当会の個人情報保護規程に基づき安全管理措置を講ずるものとします。

- 2 利用会社と当会の間における社員等情報の送付にあたっては、以下の方法によることとします。

社員等情報の送付方法

①利用会社の人事システム等とのシステム間ファイル送信

②当会の指定するファイル転送による送信

具体的な送付方法等については、別紙-2「社員等情報の送付について」に定めるものとします。

なお、上記①②以外の方法で、社員等情報を送付する場合は、事前に当会の承諾を得るものとします。

- 3 当会は、以下の方法により社員等情報の保管を行うものとします。

契約終了時まで利用会社から委託された社員等情報については、各種給付金の支給や社員等の対応に必要なことから契約終了後においても当会により保管するものとします。社員等情報の取り扱いを適正に行うため、当会の個人情報保護担当者については、第4条の規定を準用し別に通知するものとします。また、これを変更した場合も同様とします。なお、個人情報保護担当者は、当会の業務従事者への指示管理を行うものとします。

- 4 当会は、前条により利用会社から委託された又は第1項により取得した社員等情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、改変が必要な場合は、事前に利用会社の書面による承諾を得るものとします。ただし、社員等から直接取得する社員等情報については、社員等の承諾によるものとします。また、当会は第14条に定める場合を除き、委託業務を履行するうえで、事前の利用会社の書面による同意又は指示なく、利用会社から委託された社員等情報を第三者に開示、委託又は提供(社員等情報を渡すことにより利用可能とすることをいいます。)してはならないものとします。

- 5 利用会社は、当会及び当会が再委託した第三者に対して個人情報保護に係わる管理状況を監査する権限を有するものとし、当会及び当会が再委託した第三者は利用会社の監査に協力しなければならないものとします。

ただし、当会及び当会が再委託した第三者が当会の個人情報保護規程に基づき必要な安全管理措置を講じている場合は、利用会社による当会の事業所等への立ち入り検査等は、安全管理上の特段の必要性又は、当会の同意がない限り行わないものとします。

- 6 当会が本条の規定に違反し、利用会社から委託された又は当会が取得した社員等情報が漏洩し、利用会社又は第三者に損害が発生した場合、第15条の規定により、通常損害に限り、当会は利用会社又は第三者に生じた損害の全額を賠償しなければ

ならないものとします。

ただし、当該損害の発生が利用会社の指示事項に起因する場合は、当会に故意又は重大な過失がない限り、一切の賠償義務を負わないものとします。

(知的所有権の帰属)

第19条 給与控除事務等において、提供される情報等に関しては、その一切の著作物に関する著作権、その他の知的財産権は、当会又はその他の正当な権利者に帰属します。

(当会による給与控除事務等の利用解除等)

第20条 当会は、利用会社が次の各号のいずれかに該当し、催告後も改善されないときは、全ての給与控除事務等の利用を解除できるものとします。

- (1) 自己振出の手形又は小切手が不渡り処分を受けた場合
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立があった場合
 - (3) 租税滞納により処分を受けた場合
 - (4) 破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があった場合又は清算に入った場合
 - (5) 解散又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
 - (6) 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
 - (7) 給与控除事務等の運営を妨害もしくは当会の名誉信用を毀損した場合
 - (8) 本規約に違反した場合
- 2 天災地変、その他の不可抗力により、給与控除事務等の提供が不可能となり、且つ修復の見込みがない場合には、当会はその旨を利用会社に通知して全てもしくはいずれかの給与控除事務等を廃止することができるものとします。
- 3 前各項の場合、当会は一切の責任を負わないものとします。

(利用会社による利用解除の申し出)

第21条 利用会社は、当会に30日以上前に利用解除の意思を書面により通知し、全てもしくはいずれかの給与控除事務等の利用を解除できるものとします。

(給与控除事務等の利用解除)

第22条 給与控除事務等の利用解除の申し出が利用会社からなされた又は全てもしくはいずれかの給与控除事務等が廃止となった場合には、利用会社は該当する給与控除事務等を一切利用できないものとします。

(権利義務の譲渡制限)

第23条 当会及び利用会社は、合併等の場合を除き、相手方の書面による事前承諾を得ることなく、給与控除事務等の利用に係わる権利又は義務の全部又は一部を第三者に貸与し、譲渡し、承継し又は担保提供等できないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第24条 当会及び利用会社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役若しくは監査役、又は、会長、理事若しくは監事）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - (5) 利用契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること
- 2 当会及び利用会社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に利用契約を解除することができるものとします。
- (1) 第1項に違反したとき
 - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ①相手方に対する暴力的な要求行為
 - ②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3 当会及び利用会社は、第2項により利用契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

（協議）

- 第25条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について疑義等が生じた場合には、当会及び利用会社において協議し、解決するものとします。
- 2 利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、有効となるために必要な限度において限定的に解釈されます。
 - 3 本規約に関する準拠法は、日本国の法令とします。
 - 4 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

（施行期日）

- 1 本規約は、平成26年7月1日から有効とします。
- 2 本規約に基づく給与控除事務等の提供は平成26年7月1日から施行します。

3 本規約の効力が発生した時から、当会と利用会社における以下の契約（以下、「元契約」という。）は全て効力を失い本規約に切り替わるものとし、元契約に基づく一切の事項は本規約に承継するものとします。但し、本規約に定める選択契約のうち、選択しなかった契約についてはこの限りではないものとします。

- ・ 相互扶助関係事業等の事務の取り扱いに関する基本協定書
- ・ 貸付弁済金の給与控除に関する協定書
- ・ 自動車利用料金の給与控除に関する協定書
- ・ 新食事補助に関する覚書
- ・ 退職後生活準備支援奨励金覚書
- ・ 団体火災共済契約書
- ・ きらら保険サービスが扱う各種保険事業の取り扱いに関する協定書
- ・ きらら保険サービスが扱う社員情報に関する覚書

附 則

（施行期日）

- 1 この規約の改正は、ファイル転送の導入開始日から施行します。（平成27年4月1日）
- 2 規約 第17条にて、当会から利用会社に提供する給与控除等の情報も社員等情報に含めることとします。
- 3 規約 第18条にて、社員等情報の送付方法にファイル転送を追加し、電気記憶媒体収録による送付、メールによる送付を承諾制とします。
- 4 規約 「別紙-2 社員等情報の送付について」を追加し、ファイル転送利用者の情報提供の方法等を規定します。

附 則

（施行期日）

この規約の改正は、食事補助制度の廃止に伴い、平成29年5月1日から施行します。

別紙-1

給与控除事務等の内容について

I. 本規約第5条により本規約の対象となる給与控除事務等については次のとおりとします。
。

(1) 後記「II. 基本契約」に記載する以下の事務

- ① 当会が提供する相互扶助関係事業に関する事務
- ② 団体扱生命・損害保険に関する事務
 - i. きらら保険サービス株式会社(以下、「きらら保険」という。)が扱う団体扱生命・損害保険に関する事務
 - ii. 前 i 以外の団体扱生命・損害保険に関する事務

(2) 後記「III. 選択契約」に記載する以下の事務

- ① 「らくらくプラン」貸付弁済金に関する事務
- ② 自動車リース利用料金に関する事務
- ③ NTT食堂等福利厚生施設利用料金に関する事務
- ④ 退職生活準備支援奨励金に関する事務
- ⑤ 団体火災共済の付保及び取り扱いに関する事務

Ⅱ. 基本契約

当会が提供する相互扶助関係事業等に関する事務

(相互扶助関係事業等及び団体扱保険等の賃金控除に関する事務の取り扱い)

利用会社の社員等が加入する相互扶助関係事業等の事務の取り扱い(以下、「本取り扱い」という)に関し、次のとおりとする。

(目的)

第1条 当会が行う相互扶助関係事業等について、利用会社及び当会は以下に定める事項に基づき、給与控除事務及び加入事務を行うものとする。

(給与控除)

第2条 利用会社は、利用会社の社員等が次の各号に該当する場合、それに伴い社員等が支払う会費、掛金、保険料及び貸付弁済金(以下「会費等」という)をその社員等に支給する給与から控除し、これを給与支給日に当会に送金するものとする。

- (1) 当会が提供する相互扶助部もしくは住宅共済、火災共済又は遺族共済に加入した場合
 - (2) 当会が提供する相互扶助部会員貸付金もしくは住宅共済貸付金等を借り受けた場合
 - (3) きらら保険が取り扱う団体扱生命・損害保険等について契約した場合
 - (4) 前(3)以外の団体扱生命・損害保険について契約した場合
- 2 前項各号に記載した事項に加え、本規約第6条の定めによる利用契約が成立した選択契約についても同様に扱うものとする。なお、新たに追加された事業については、本規約第12条に基づいて扱うものとする。

(異動者の扱い)

第3条 利用会社は、社員等が異動(採用、出向、休職、復帰、退職など)した場合、その旨を本取り扱いに基づき当会に通知するものとする。

- 2 利用会社の社員等が他の利用会社に出向・転籍等により異動した場合には、異動先利用会社において異動前利用会社における本取り扱いを引き継ぐものとする。
- 3 社員等の退職又は死亡等の理由によりそのものにかかる会費等の控除及び送金ができないときは、利用会社はその旨を当会に通知するとともにその事務を打ち切り、利用会社は事後の責任を負わないものとする。

(事務費の負担)

第4条 利用会社が行う給与控除に関する事務費は無料とする。

- 2 この要領の実施に必要な式紙類にかかる経費は当会が負担するものとする。

る。

(相互扶助部関係事業の事務)

第5条 当会が提供する相互扶助部関係事業に関する具体的な事務の取り扱いには次によるものとする。

(1) 利用会社の社員等への対応

- ① 社員等から各種共済の申込等があった時は、当会は関係帳票を交付する。
- ② 利用会社に対して社員等から各種共済の問い合わせ等があった時は、当会のお客様センタを紹介する。

(2) 利用会社から当会に対する対応

- ① 本規約に定める給与控除事務等に必要な社員等の異動情報（出向元、出向先の異動情報を含む）について、本規約第18条2項により、当会に提供する。
- ② 当会が相互扶助関係事業等において、社員等本人の利便性の観点から連絡を取る必要が生じた場合、利用会社は連絡先情報を提供する等、社員等への取り次ぎの便宜を図る。

また、社員等の退職、転籍（復帰を伴わない）がある場合で、退職後連絡先情報について当会から照会があった際は、利用会社は可能な範囲で当会に対して情報共有を図る。

- ③ 当会と社員等との間における各種申込書類の取り次ぎ
- ④ 各種相互扶助部関係事業に係わる周知
- ⑤ 相互扶助関係事業の説明および取り扱いに関して、当会の職員が社員等との面談、周知文の掲示等のために利用会社の事業所を訪問するに際し、必要な便宜を図る。

(3) 給与控除に関すること

- ① 相互扶助部会費を除き、本規約で扱う給与控除については、「共済会扱い代金」として処理する。
- ② 給与控除の内訳および相互扶助事業の控除内容の詳細等についての問い合わせは、当会のお客様センタを紹介する。

(団体扱生命・損害保険に関する事務)

第6条 利用会社の社員等が契約する団体扱生命・損害保険に関する具体的な事務の取り扱いについては次のとおりとする。

(1) 保険料控除等

- ① 利用会社の社員等が、きさら保険及び他の保険会社(以下、「各保険会社」という。)が扱う団体扱生命・損害保険について契約した場合、当会は各保険会社からの控除依頼に基づき、各種保険料を「共済会扱い代金」の一つとして給与控除を利用会社に依頼する。
- ② 利用会社は、当会からの控除依頼に基づき、「共済会扱い代金」として、その社員等の給与から控除し、これを給与支給日に当会に送金するものとする。
- ③ 当会は、前②により利用会社から受領した各種保険料を、各保険会社に送金する。

(2) 社員等情報の提供

- ① 利用会社は、規約第17条（社員等情報の提供）に基づき、当会に提供する社員等情報のうち、前（1）①の各保険会社から控除依頼があった社員等の社員等情報を、当会を通じて各保険会社に提供する。なお、これにより提供する社員等情報は、次のとおりとする。

ア. 社員等情報

項目：氏名コード・カナ氏名・性別コード・生年月日・組織コード・
部課コード・管一コード

イ. 控除結果情報

項目：組織コード・組織名・氏名コード・氏名・請求金額・控除結果

- ② 前①の社員等情報は、個人情報の保護に関する法律等に則り、本規約による契約解除後も継続するものとする。

(3) きらら保険が扱う保険に関わる問い合わせ及び募集等

- ① 利用会社は、利用会社の社員等からきらら保険が扱う保険の加入・変更及び問い合わせがあった場合は、きらら保険を紹介する。
- ② 利用会社は、きらら保険が扱う保険の募集等、事務取り扱い上、きらら保険の社員等が利用会社の社員等との面談、周知文の掲示等のために利用会社の事業所を訪問するに際し、必要な便宜を図ることとする。

(4) 損害賠償責任及び秘密保持、反社会的勢力の排除

本規約第15条（損害賠償責任）及び第16条（秘密保持）、第24条（反社会的勢力の排除）は、団体扱生命・損害保険においても同様に適用する。

Ⅲ 選択契約（１）

①「らくらくプラン」貸付弁済金に関する事務

（ＮＴＴグループ会社が行う給与控除型ローン「らくらくプラン」貸付弁済金の控除事務処理の取り扱い）

利用会社の社員等が利用するＮＴＴグループ会社が福利厚生として導入している「らくらくプラン」貸付弁済金（以下「貸付弁済金」という。）について、社員等の給与から控除する場合の事務については、次のとおり実施する。

（目的）

第１条 利用会社の社員・家族の福利厚生の充実を図り、併せてＮＴＴファイナンス株式会社（以下「ＮＴＴファイナンス」という）が営むクレジットカード業務の健全な発展と円滑な運営を図ることを目的とし、利用会社と当会はその趣旨に則り緊密な連携を保ち、給与控除事務を誠実に履行する。

（控除対象）

第２条 本取り扱いに基づき、利用会社が利用会社の社員等の給与から控除する貸付弁済金は、ＮＴＴファイナンスが定める「ＮＴＴグループカード」会員規約、「らくらくプラン」規約に基づき、ＮＴＴファイナンスが発行するＮＴＴグループ社員用「ＮＴＴグループカード」会員である利用会社の社員等がＮＴＴファイナンスから借り入れた給与控除型ローンの貸付弁済金（弁済元金及び利息、手数料、遅延損害金を含む）とする。

（控除方法）

第３条 利用会社が行う貸付弁済金の給与控除の方法は、次のとおりとする。

- １ 当会はＮＴＴファイナンスからの依頼に基づき、依頼された貸付弁済金を、「共済会扱い代金」の一つとして、給与控除を利用会社に依頼する。
- ２ 利用会社は、当会からの控除依頼に基づき、貸付弁済金を「共済会扱い代金」の一つとして、その社員等の給与から控除し、これを給与支給日に当会に送金する。
- ３ 当会は、前項に基づき利用会社より受領した貸付弁済金をＮＴＴファイナンスに送金する。

（社員等情報）

第４条 利用会社は、本規約第１７条（社員等情報の提供）に基づき、当会に提供する社員等情報のうち、前第３条１項のＮＴＴファイナンスから控除依頼があった社員等の社員等情報を、当会を通じてＮＴＴファイナンスに提供する。なお、これにより提供する社員等情報は、次のとおりとする。

（１） 社員等情報

項目：氏名コード・カナ氏名・性別コード・生年月日・組織コード・部課コード・管一コード・採用年月日

（２） 控除結果情報

項目：組織コード・組織名・氏名コード・氏名・請求金額・控除結果

- ２ 前項の社員等情報の扱いは、個人情報の保護に関する法律等に則り、本規約による契約解除もしくは貸付弁済金に関する事務の利用解除後も継続するものとする。

(事務費)

第5条 利用会社が行う貸付弁済金に係る控除に関する事務費は無料とする。

(損害賠償責任及び秘密保持、反社会的勢力の排除)

第6条 本規約第15条(損害賠償責任)及び第16条(秘密保持)、第24条(反社会的勢力の排除)は、貸付弁済金においても同様に適用する。

◆選択契約（２）

自動車リース利用料金に関する事務

（ＮＴＴグループ会社が行う自動車リース料金控除の事務処理の取り扱い）

利用会社の社員等が利用するＮＴＴグループ会社が福利厚生として導入している自動車リース利用料金（以下「自動車リース料金」という。）について、社員等の給与から控除する場合の事務については、次のとおり実施する。

（目的）

第１条 利用会社の社員・家族の福利厚生の充実を図り、併せて日本カーソリューションズ株式会社（以下「日本カーソリューションズ」という）が営む自動車リース業務の健全な発展と円滑な運営を図ることを目的とし、利用会社、当会はその趣旨に則り緊密な連携を保ち、給与控除事務を誠実に履行する。

（控除対象）

第２条 本取り扱いに基づき、利用会社が利用会社の社員等の給与から控除する日本カーソリューションズの自動車リース料金は、「自動車リース契約書」等に基づき利用会社の社員等が支払うべき自動車リース料金（リースＤｅマイカーに限る。）とする。

（控除方法）

第３条 利用会社が行う自動車リース利用料金の給与控除の方法は、次のとおりとする。

- １ 当会は、日本カーソリューションズからの依頼に基づき、依頼された自動車リース料金を、「共济会扱い代金」の一つとして給与控除を利用会社に依頼する。
- ２ 利用会社は、当会からの控除依頼に基づき自動車リース料金を「共济会扱い代金」の一つとしてその社員等の給与から控除し、これを給与支給日に当会に送金する。
- ３ 当会は、前項に基づき利用会社より受領した自動車リース料金を日本カーソリューションズに送金する。

（社員等情報）

第４条 利用会社は、本規約第１７条（社員等情報の提供）に基づき、当会に提供する社員等情報のうち、前第３条１項の日本カーソリューションズから控除依頼があった社員等の社員等情報を、当会を通じて日本カーソリューションズに提供する。なお、これにより提供する社員等情報は、次のとおりとする。

（１）社員等情報

項目：氏名コード・カナ氏名・性別コード・生年月日・事業所コード・部課コード・管一コード・採用年月日

（２）控除不能者情報

項目：組織コード・組織名・氏名コード・氏名・請求金額・事由

- ２ 前項の社員等情報の扱いは、個人情報の保護に関する法律等に則り、本規約利用解除もしくは自動車リース利用料金に関する事務の利用解除後も継続する。

（事務費）

第5条 利用会社が行う自動車リース利用料金に係る控除に関する事務費は無料とする。

(損害賠償責任及び秘密保持、反社会的勢力の排除)

第6条 本規約第15条(損害賠償責任)及び第16条(秘密保持)、第24条(反社会的 勢力の排除)は、自動車リース利用料金においても同様に適用する。

◆選択契約（３）

ＮＴＴ食堂等福利厚生施設利用料金に関する事務

（ＮＴＴグループ会社の社員等が利用するＮＴＴ食堂等福利厚生施設利用料金の給与控除の事務処理の取り扱い）

利用会社と当会は、利用会社の社員が利用したＮＴＴ食堂等福利厚生施設を利用（以下「ポストペイド」という）した料金の給与控除の事務に関し、次のとおり実施する。

（給与控除対象）

第１条 利用会社のポストペイドの対象者は、テルウェル東日本株式会社およびテルウェル西日本株式会社（以下「テルウェル東・西会社」という）がＮＴＴグループ会社から受託運営するＮＴＴ食堂等福利厚生施設等の利用を希望する社員等とする。

（利用方法）

第２条 利用会社の社員等が前第１条の施設等（食事利用券を含む）を利用するにあたって、利用会社が発行する「ＩＣカード」を使用し、所定の期間内（前月２１日から当月２０日）にポストペイドすることとする。

２ 「ＩＣカード」の管理は、利用会社において行うものとする。

（金 額）

第３条 前第１条のポストペイドの金額は、１回あたり３，０００円、１か月の上限額３０，０００円を基本とし、具体的には利用会社が定める金額とする。

（給与控除方法）

第４条 ポストペイド料金の給与控除の方法は、次のとおりとする。

- １ 当会は、利用会社に対し、テルウェル東・西会社から依頼された社員等が利用したポストペイド料金を「共済会扱い代金」の一つとして給与控除を利用会社に依頼する。
- ２ 利用会社は、当会からの控除依頼に基づき、社員等が利用したポストペイド料金を「共済会扱い代金」の一つとして給与控除し、これを給与支給日に当会に送金する。
- ３ 当会は、前項に基づき利用会社より受領した社員等が利用したポストペイド料金をテルウェル東会社に送金する。

（社員等情報）

第５条 利用会社は、本規約第１７条（社員等情報の提供）に基づき、当会に提供する社員等の社員等情報を、当会を通じてテルウェル東・西会社を提供する。なお、これにより提供する社員等情報は、次のとおりとする。

（１） 社員等情報

項目：氏名コード・カナ氏名・性別コード・生年月日・組織コード・部課コード・管一コード・採用年月日

（２） 控除差し止め情報（対象会社への異動等）

項目：会社コード・組織コード・組織名・氏名コード・カナ氏名・控除対象年月日・依頼金額・理由

２ 前項の社員等情報の扱いは、個人情報の保護に関する法律等に則り、本規約利用解

除及び新食事補助に関する事務の廃止後も継続する。

(事務費)

第6条 利用会社が行う社員等の社員負担分に係る給与控除に関する事務費は無料とする。

(損害賠償責任及び秘密保持、反社会的勢力の排除)

第7条 本規約第15条(損害賠償責任)及び第16条(秘密保持)、第24条(反社会的勢力の排除)は、N T T食堂等福利厚生施設利用料金に関する事務においても同様に
対処する

◆選択契約（４）

退職後生活準備支援奨励金に関する事務

（ＮＴＴグループ会社が福利厚生制度として定める退職後生活準備支援奨励金制度に基づき、社員への奨励金納付に関する取り扱い）

利用会社と当会は、利用会社が導入する「退職後生活準備支援奨励金制度」（以下「制度」という。）に関して、下記事項について実施する。

（資料の提供）

第１条 当会は、制度の対象となる利用会社の社員（相互扶助部会員、以下「社員」という。）の選定に資するため、当会の保有する社員に関する正確な資料を利用会社に提供する。

（指定口座への納入）

第２条 利用会社は、社員の退職後生活準備支援奨励金（以下「奨励金」という。）を毎年２月に一括して当会の指定口座へ納入する。

（奨励金の管理）

第３条 当会は納入を受けた奨励金について、相互扶助部規約に基づき適切に管理する。

（退職および脱会の扱い）

第４条 社員の退職に際しては、当該社員に拠出され適切に管理された奨励金を加算して退会給付金を算出し、拠出することとし、社員の脱会に際しては、当該社員に拠出された奨励金を加算し給付する。

◆選択契約（５）

団体火災共済の付保及び取り扱いに関する事務

（ＮＴＴグループ会社が福利厚生制度として定める持家者に対する火災共済付保の取り扱い）

利用会社は、利用会社が利用会社の社員の福利厚生制度として定める「持家者に対する火災共済付保の取り扱いについて」（以下「取り扱い」という。）に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

（団体火災共済への加入）

第１条 利用会社と当会の間で、本規約第６条の定めにより、本選択契約の利用規約（以下「本契約」という。）が成立したことをもって、当会の団体火災共済規約に定める「団体火災共済契約」を締結し、利用会社が当会の団体火災共済に加入したものとする。

（目的物および範囲）

第２条 本契約により当会が扱う共済の目的物（以下「目的物」という。）は利用会社が別に定める取り扱いによるものとする。

- ２ 本契約により当会が扱う共済の範囲等は、当会が定める団体火災共済規約によるものとする。
- ３ 前各項の他、別に特段の定めがない事項については当会の団体火災共済規約によるものとする。

（情報の提供）

第３条 利用会社は目的物の一覧を当会に毎月提供するものとする。

- ２ 前項の他、本契約を履行するにあたり事務の円滑な処理を行うために必要とする情報を当会に毎月提供するものとする。

（支払）

第４条 本契約掛金の払込方法は年度を期間とする年払いとし、利用会社は本契約締結後すみやかに契約締結時の目的物数に応じた当該年度分の掛金（以下「暫定掛金」という。）を当会が指定する口座へ支払うものとする。

- ２ 利用会社は年度途中で本契約を締結した場合は、締結後速やかに契約締結時の目的物数および契約の効力発生日から年度末までの期間に応じた暫定掛金を当会が指定する口座へ支払うものとする。

（精算等）

第５条 利用会社は年度末において、当該契約年度期間内における目的物の新規追加、変更、削除により生じた確定掛金の合計額と、第４条で定める暫定掛金との差額を精算するものとする。

- ２ 本契約を翌年度においても継続する場合には、前項の掛金の差額の精算額を翌契約年度の暫定掛金と加算、又は減算するものとする。

（共済金）

第6条 目的物の罹災に際して、当会は利用会社からの罹災通知に基づき損害調査を行い、損害程度に応じた共済金を支払うものとする。

2 当会は利用会社の指定する者へ、利用会社の指定する方法により利用会社に代わり共済金の払込を行うものとする。

3 当会は当会の調査結果及び共済金額について取りまとめたものを上期・下期それぞれ利用会社へ報告するものとする。

(情報の開示)

第7条 利用会社は、当会に対し本契約に関係する必要な情報を求めることができるものとし、当会は求めに応じ誠意をもって対応するものとする。

(解約)

第8条 本契約を解約する場合には、契約期間中の掛金精算を本契約解約後45日以内に行うものとする。

社員等情報の送付について

本規約第 18 条 2 項により対象となる社員等情報の送付については、次のとおりとします。

第 1 章 共通

(送付方法)

第 1 条 本規約第 18 条 2 項により規定した利用方法で行います。

(接続機器等の設置)

第 2 条 前条の利用方法を行う場合の利用会社側で必要となる接続機器、通信回線設備、ハードウェア及びソフトウェア等（以下、「接続機器等」という。）は、利用会社の責任で設置することとします。

(ウィルス等の防止措置)

第 3 条 利用会社は、前条の利用する接続機器等に関して、不特定の第三者からのウィルス等の有害なコンピュータプログラムを拒絶する機能を有することとします。

(認定利用者による利用)

第 4 条 利用会社は、社員等情報の利用並びに送付を行う利用者（以下、「認定利用者」という。）を定め、当会指定の様式 3「社員等情報送付申込書」により、認定利用者及びその他必要な事項を当会に通知することとします。

また、利用会社は、給与控除事務等の一部又は全部を第三者に委託する場合は、委託先（以下、「委託会社」という。）の情報についても合わせて様式 3「社員等情報送付申込書」に記載し、当会に通知することとします。

2 本通知をもって認定利用者及び委託会社は社員等情報を利用することができるものとし、この場合、利用会社は、認定利用者及び委託会社による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、これによる社員等情報の利用につき一切の責任を負うものとし、

(変更通知)

第 5 条 利用会社は、利用会社情報、認定利用者情報、および委託先情報にかかわる事項に変更があるときは、当会指定の様式 4「社員情報等送付変更申込書」により事前に当会に通知します。

2 利用会社が前項による通知を行わなかったことにより、利用会社が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、当会は一切責任を負わないものとします。

第 2 章 システム間接続

(インターフェース仕様及び費用負担)

第 6 条 利用会社及び当会は、利用会社の人事システム等からのシステム間ファイル送信の利用方法により社員等情報を流通する場合、事前に接続方法を定めたインターフェース仕様書を作成し、両方で合意することとします。

インターフェース仕様書の内容に変更が発生する場合、システム構成変更及びソフトウェア開発は、各自で費用の負担を行います。

第3章 ファイル転送

(一時的な中断及び提供の停止)

第7条 当会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用会社への事前の通知又は承諾を要することなく、社員等情報の提供を一時的に中断することができるものとします。

(1) 設備等の故障により保守を行う場合

(2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合

(3) その他天災地変等不可抗力により社員等情報が提供できない場合

2 当会は、設備等の定期点検を行うため、利用会社に事前に通知の上、提供を一時的に中断できるものとします。

3 当会は、所定の利用方法により社員等情報を提供できない場合、緊急措置として、郵送等の別の方法にて、提供を行うことができるものとします。

4 当会は、前各項に定める事由のいずれかにより社員等情報を提供できなかったことに関して利用会社等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(ユーザID及びパスワード)

第8条 利用会社は、ユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含みます。)するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当会は一切の責任を負わないものとします。利用会社のユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て利用会社による利用とみなすものとします。

2. 第三者が利用会社のユーザID及びパスワードを用いて、ファイル転送サービスを利用した場合、当該行為は利用会社の行為とみなされるものとし、利用会社は、かかる利用の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当会が損害を被った場合は利用会社は当該損害を補填するものとします。ただし、当会の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

(バックアップ)

第9条 利用者は、利用会社等がファイル転送において提供、伝送するデータ等については、利用会社は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、利用契約に基づき当会がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当会はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

(ファイル転送の利用時間等)

第10条 ファイル転送の利用時間及びファイル転送により取得可能なファイルの保存期間並びに取得回数は、当会指定の様式5「社員情報等送付利用情報のご案内」により、利用会社に対して通知します。

(様式1)

〇〇年〇月〇日

「利用申込書」

一般社団法人電気通信共済会

会長

〇〇 〇〇 殿

会社／団体名

代表者氏名

会社／団体名（以下「利用会社」という。）は、一般社団法人電気通信共済会（以下「当会」という。）に対して、当会が発行する「電気通信共済会が運用する給与控除事務等の取り扱いに関する規約」（以下、「当該規約」という。）を了承のうえ、給与控除事務等申込に関して以下のとおり申し込みたいとします。

1. 給与控除事務等に関する契約

基本契約となるもの

当会が提供する相互扶助関係事業等に関する事務

選択契約となるもの

（「当該規約」別紙-1の選択契約を了承のうえ、□にレ点を付し申し込みます。）

- ☐ （1）「らくらくプラン」貸付弁済金に関する事務
- ☐ （2）自動車リース利用料金に関する事務
- ☐ （3）NTT食堂等福利厚生施設利用料金に関する事務
- ☐ （4）退職後生活準備支援奨励金に関する事務
- ☐ （5）団体火災共済の付保及び取り扱いに関する事務

2. 給与控除事務等の利用申込日

申込日 20 年 月 日

(様式2)

〇〇年〇月〇日

「利用申込承諾書」

会社／団体名
代表者氏名 様

一般社団法人電気通信共済会
会長 〇〇 〇〇

会社／団体名（以下「利用会社」という。）から「利用申込書」によりお申込いただきました給与控除事務等の取り扱いについては、一般社団法人電気通信共済会（以下「当会」という。）が発行する「電気通信共済会が運用する給与控除事務等の取り扱いに関する規約」（以下、「当該規約」という。）に基づき、提供することを承諾いたします。

1. 給与控除事務等に関する契約

基本契約となるもの

当会が提供する相互扶助関係事業等に関する事務

選択契約となるもの

- ☐ （1）「らくらくプラン」貸付弁済金に関する事務
- ☐ （2）自動車リース利用料金に関する事務
- ☐ （3）NTT食堂等福利厚生施設利用料金に関する事務
- ☐ （4）退職後生活準備支援奨励金に関する事務
- ☐ （5）団体火災共済の付保及び取り扱いに関する事務

2. 給与控除事務等の利用期間

開始日 20 年 月 日

終了日 「当該規約」に定めるとおりとする。

(様式3)

年 月 日

一般社団法人電気通信共済会
宛

「社員等情報送付申込書」

会社名

組織名

役 職

(自署) 氏 名 _____

電気通信共済会が運用する給与控除事務等の取り扱いに関する規約第18条2項に基づき、社員等情報の送付について申し込みます。

利用会社	会社名		
	組織名		
	責任者（役職・氏名）		
	連絡先（住所）		
	連絡先（電話番号）		
委託会社	業務委託有無	☐ 業務委託有（委託会社欄ご記入。） ☐ 業務委託無	
	会社名		
	組織名		
	責任者（役職・氏名）		
	連絡先（住所）		
	連絡先（電話番号）		
グローバル IP アドレス	利用会社	_____	
	委託会社	_____	
業務名	☐ 異動通知書 ☐ 給与控除情報 ☐ 相互扶助部標準報酬月額 ☐ 退職後生活準備支援奨励金 ☐ 団体火災共済 ☐ 生命保険料等年末調整情報		
認定利用者 ☐ 利用会社 ☐ 委託会社	フリガナ 氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		
認定利用者 ☐ 利用会社 ☐ 委託会社	フリガナ 氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		
認定利用者 ☐ 利用会社 ☐ 委託会社	フリガナ 氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		

(様式4)

年 月 日

一般社団法人電気通信共済会

宛

「社員等情報送付変更申込書」

会社名

組織名

役 職

(自署) 氏 名 _____

下記の利用会社情報、委託会社情報及び認定利用者を変更します。

利用会社	会社名		
	組織名		
	責任者（役職・氏名）		
	連絡先（住所）		
	連絡先（電話番号）		
委託会社	会社名		
	組織名		
	責任者（役職・氏名）		
	連絡先（住所）		
	連絡先（電話番号）		
グローバル IP アドレス	利用会社	_____	
	委託会社	_____	
業務名	☐ 異動通知書 ☐ 給与控除情報 ☐ 相互扶助部標準報酬月額 ☐ 退職後生活準備支援奨励金 ☐ 団体火災共済 ☐ 生命保険料等年末調整情報		
☐ 追加 ☐ 削除 ☐ 変更 認定利用者 ☐ 利用会社 ☐ 委託会社	フリガナ 氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		
☐ 追加 ☐ 削除 ☐ 変更 認定利用者 ☐ 利用会社 ☐ 委託会社	フリガナ 氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		
☐ 追加 ☐ 削除 ☐ 変更 認定利用者 ☐ 利用会社 ☐ 委託会社	フリガナ 氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		

(様式5)

年 月 日

会社名

組織名

御中

「社員情報等送付利用情報のご案内」

一般社団法人電気通信共済会

下記の利用情報にて、ご利用をお願いします。

利用会社	会社名		
	組織名		
	責任者（役職・氏名）		
	連絡先（住所）		
	連絡先（電話番号）		
委託会社	業務委託有無	☐ 業務委託有（委託会社欄ご記入。） ☐ 業務委託無	
	会社名		
	組織名		
	責任者（役職・氏名）		
	連絡先（住所）		
	連絡先（電話番号）		
業務名		☐ 異動通知書 ☐ 給与控除情報 ☐ 相互扶助部標準報酬月額 ☐ 退職後生活準備支援奨励金 ☐ 団体火災共済 ☐ 生命保険料等年末調整情報	
認定利用者 ☐ 利用会社 ☐ 委託会社	フリガナ 氏名		
	メールアドレス		
認定利用者 ☐ 利用会社 ☐ 委託会社	フリガナ 氏名		
	メールアドレス		
認定利用者 ☐ 利用会社 ☐ 委託会社	フリガナ 氏名		
	メールアドレス		
ファイル転送サービス時間		時 分～ 時 分	
ファイル転送サービス日		土日祝祭日及び年末年始を除く	
ファイル保管期間		日間	
ファイル取得回数		回/ファイル	
ログインパスワード有効期限		カ月間	